國學院大學学術情報リポジトリ

維新期江戸における譜代藩の「大勢挽回」運動

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮澤, 歩美 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001509

維新期江戸における譜代藩の「大勢挽回」運動

宮澤歩美

論文要旨

幕末維新期における譜代藩の政治行動として、藩主連名により提出された上書の存在が指摘されている。慶応三年から四年にかけて二度提出された上書は、朝廷よりの藩主上京命令拒否・徳川慶喜助命嘆願を目的としていた。本稿では、この上書提出運動を題材として、当該期譜代藩における江戸藩邸の動向について検討した。

結果、上京命令拒否の上書は大名殿席ごとに提出されたこと、殿席間の交渉は留守居役を介して行われたこと、同じ殿席内でも藩によって判断に差異が見られたことを指摘した。また、徳川慶喜助命嘆願運動では、上京命令拒否運動と比較して署名した藩が減少し、藩の構成が変化していることが確認できた。さらに、二度にわたる上書の検討から、譜代藩による上書提出運動はあくまで江戸藩邸内の動向であったことが明らかとなった。これは、藩邸間において情報の乖離が進み、各藩邸が独自の行動をとるようになっていたことを示すものである。

はじめに

幕末維新期における譜代藩は、従来維新政権への態度が不明瞭であるという理由から「日和見」[1]と表現され、研究の対象とされてこなかった。こうした研究動向の中でも、いくつかの譜代藩研究が行われている。杉本敏夫による佐倉藩研究では、戊辰戦争から廃藩置県にいたる藩制の過程を分析している[2]。譜代藩が戊辰戦争を通じて雪崩的に恭順した事実を、恭順論の基底が封建的土地所有制度に置

かれ、自己の領有権を否定するものではないと認識していたためであると説明し、戊辰戦争が藩制を解体しえなかったと結論付けた。また、小島茂男は幕末期における関東譜代藩について地域別に検討し、戊辰戦争をめぐる各藩の動向とその後の処遇について考察している[3]。藤野保は、権力基盤であった幕府と関東譜代藩との相互補完関係が変質することにより、幕藩体制は内部から徐々に崩壊を始めたと論じている[4]。こうした譜代藩研究を受けて、近年では戊辰戦争期を中心に各藩の個別実証的な研究が行われている。藤野が指摘したように、譜代藩には老中をはじめとした幕府要職に就任する藩主が多く、将軍家との関わりも深い。つまり譜代藩は、戊辰戦争期に幕府と新政府との間で難しい選択を迫られる立場であったといえる。このような立場に置かれた譜代藩の動向を幕末維新史の中に位置づけることは、幕末維新期の全体像を捉えるうえでも重要であろう。

幕末維新期における譜代藩の政治動向として、譜代藩主連名により提出された上書の存在が指摘されている。慶応三年（一八六七）十月十四日の大政奉還上表後、朝廷より藩主上京が命じられた。これに反発し、上京命令の拒否を主眼とした上書が作成・提出されている。さらに、慶応四年（一八六八）正月三日、鳥羽伏見の戦いに敗戦した後、徳川慶喜の助命を嘆願する目的で譜代藩主連名による上書が提出されている。杉本敏夫は、この動向を「諸藩における佐幕的色彩」「佐幕統一戦線」と呼び、鳥羽・伏見の戦いがこれに打撃を与え、幕府が統率力を失い、諸藩は自藩第一主義に転じてその結合力を喪失したと評価する[5]。対して井上勲は、官位返上を願ったうえで藩主上京を拒否したことから、これを「王臣化への抵抗」と捉えた[6]。辻野恵美は、尼崎藩を中心とした畿内・近国の藩政史研究の中で上京命令拒否について論じている[7]。さらに鈴木壽子は、佐倉藩江戸留守居役依田七郎の日記『学海日録』[8]から、依田の議論参加の様相や上書作成過程の実態を明らかにした。鈴木は、譜代藩の動向を政治的「連帯」と規定し、当該期譜代藩が大きな政治行動を起こすだけの力を有する政治勢力であったと積極的に評価している[9]。杉本や鈴木は、各藩がその統一的な意思（藩論）を持ちえたものとして上書を検討・評価しており、各藩の個別事情と各藩邸（京都・江戸・国元）の主体性が無視される傾向にある。鈴木は小浜藩を例に挙げ、江戸藩邸と京都藩邸に方針の乖離が見られた事実を一部指摘しているが、考察が深まっているとは言い難い[10]。幕末期の政治動向について、京都の政治的地位上昇にともない京都と江戸の幕閣の間で対立が生まれたことは既に指摘されている[11]。こうした状況は、各藩の藩邸レベルでも起こりうる事態であったと推察される。このような地理的・政治的乖離に目を向けたうえで当該期譜代藩の政治

動向を論じるべきではないだろうか。

そこで本稿では、上京命令拒否・徳川慶喜助命嘆願の二度にわたる上書を譜代藩の「大勢挽回」運動[12]と捉え、運動の実態とその意義を再検討したい。なお、今回は佐倉藩江戸留守居役依田七郎の日記『学海日録』を使用し、先に挙げた従来の研究とは視点を変え、江戸と京都の乖離に注目して考察を進める。

第一章　「大勢挽回」運動と江戸藩邸

文久三年（一八六三）以降、天皇権威の上昇や将軍徳川家茂の上洛により京都の政治的重要性が高まっていた。文久三年八月十八日の政変によって京都政局の主導権は薩摩藩・会津藩が握ることとなり、同年十二月には雄藩連合構想の制度化を企図した参与会議が発足したが、対立が浮き彫りとなり空中分解した[13]。以降、禁裏守衛総督一橋慶喜・京都守護松平容保・京都所司代松平定敬による一会桑権力が成立するに至る。これにより、京都を中心とする一会桑と譜代大名を中心とする江戸の幕閣との間に対立構造が生まれていく。江戸の幕閣と京都の一会桑に「二極化」[14]していくという政治情勢は、幕末期の特徴ともいえよう。特に、兵庫開港問題に関して意見の対立が起こり、これに前後して老中の辞任が相次いだ。慶応二年以降、幕閣の新たな権力編成が求められる中で、転封大名や譜代小藩、前藩主や大名世子が老中となる。この幕閣の権力構成は、「近世を通じて最も弱体化した」[15]と評価されている。

こうした京都―江戸間の対立は、江戸藩邸にどのような影響をもたらしたのであろうか。今回検討対象とする史料は、江戸藩邸に詰める藩士によって記されたものである。佐倉藩江戸留守居役依田七郎（学海）は、天保四年（一八三三）十一月、佐倉藩家中で番頭をつとめ一五〇石を給されていた依田十之丞貞剛の次男として生まれた[16]。嘉永五年（一八五二）には漢学者藤森天山の門人となり、藤森天山門下の秀才として知られた人物であった。安政五年（一八五八）十二月、中小姓の格式で召し抱えられ、江戸藩邸の学問所である「温故堂」の勤番を命じられた。文久三年に代官となり、後の慶応三年二月、江戸留守居役に就任している。江戸留守居役とは、江戸藩邸に設置された、外交官的役割を有した藩職制上の一役職である[17]。幕命の伝達、幕府・他藩との交渉、各種情報収集や上申等に使用

する先例の探索などが主な職務であった。先例重視の近世社会では、江戸留守居役の情報収集能力が大名家の存続に直結することもあり、近世中期から後期にかけて藩内での発言権が増大し、藩重役衆もその存在を無視できなくなっていったとの指摘がある[18]。

江戸留守居役の間では、近世初期から自然発生的に利用されていた留守居組合[19]が存在した。留守居組合では定期的に会合が開かれ、様々なレベルの情報交換、申し合わせなどが行われていた。留守居組合の中で最も頻繁に使用されたものが、同席組合である。同席組合は大名殿席ごとに構成された留守居組合のことで、殿席内の同格大名十家程度で構成される場合が多かった。この大名殿席とは、大名が江戸城に登城した際、大廊下・溜間・大広間・柳間・帝鑑間・雁間・菊間の七つの部屋のいずれかに伺候したその座班のことを指す[20]。譜代藩が伺候したのは溜・帝鑑・雁・菊の四つである。佐倉藩は帝鑑間であり、依田をはじめとする佐倉藩江戸留守居役は帝鑑間十万石以上の家で構成される同席組合に属していた[21]。

同席組合の他に依田が多種多様な会合に参加していたことは、白石良夫・鈴木壽子によって明らかにされている[22]。依田は各種ネットワークの中で情報収集や会合の場を確保し、得た情報を佐倉藩江戸藩邸へと持ち帰る役割を果たしていた。特に慶応三年九月頃から、依田と紀州藩士武内孫助との間で幕府の権威挽回を企図した議論が行われるようになる。こうした議論は主に武内孫助が主宰した「新聞会[23]」という会合の中で議論されており、帝鑑間留守居組合の中で議論された様子は見られない。留守居組合では、茶屋を利用した宴席などが度々設けられ、藩の財政を圧迫していたことが知られている。奢侈化も問題視され、特に近世後期以降には、幕府から度々禁令が出されるほどであった。こうした理由からか、依田が「江戸留守居役」の職を嫌悪する様子が見られる[24]。また、同席組合に属する他藩留守居役との交友関係が不調であったことも要因のひとつと推察されるが、詳細は不明である。九月から始まった議論が動きを見せるのは、慶応三年十月十四日の将軍徳川慶喜による大政奉還の上表以降であった。

江戸にいる依田が大政奉還の情報を入手したのは十月二十日、正式に伝達されたのは二十三日である。この時江戸城は「混雑いふべからず[25]」といった状態で、思いがけない情報に混乱を極めていたことが分かる。これ以降、江戸では「大勢挽回」の議論が行われていくこととなる。

〈史料一[26]〉

廿二日、早天より紀州邸に候して武内氏をとひしに、榊原耿之介、新宮の臣飯田鞭児等に会し、終に岡田清右衛門も来れり、岡田氏は尾・水の両家に至りて議を発べきよしにて、馬に鞭して去る、余、武・榊両人とともに斉藤政右衛門に会して、大勢を挽回すべき策を議す、何れの道にもせよ、親藩・譜第の有志の士を会して大議論を発せずんばあるべからずと決定しぬ、よつて、これを紀の支藩なる松平左兵衛督殿の隠居しておはしませる御方に請申て、閣老より命を下し給ふこと第一なるべしと、斉氏も密議ありき、

史料上に登場する榊原耿之介は武内と同様紀州藩士であり、依田と深い交流があった。斎藤政右衛門は紀州藩江戸家老であり、この人物を介して「大勢挽回」の実現を目指す議論が活発化していく。また、この「大勢挽回」という用語が登場するのは大政奉還以後で、これ以前は「国勢挽回」という用語が使用されている。この用語の変化については鈴木の論稿に詳しい[27]。いずれにしろ、大政奉還が依田等に与えた衝撃は大きく、徳川家の「大勢」の挽回を目的とした運動が展開していくのである。では具体的にどのような議論が起こったのであろうか。学海日録には、依田と紀州藩士との間で何度も議論が行われ、譜代の人々を「連合させ給ふ」ことを目指した周旋活動が行われていく。この運動は身を結び、在府幕閣より譜代の「連合」について達しが出るに至る。

〈史料二[28]〉

廿三日、今日早朝、監察を回章ありて、譜代の諸藩登営あるべきよしの命ありておもむかる、野村氏、御先をつとむ、武氏・榊氏に使を馳す、君侯登営ありしに、四閣老、帝鑑の席に出まして、今度の御大事には御譜代の御家の人々連合させ給ふ御心ばへなかるべからず、又、御政治につきてもふさせ給ふべきこと候はんには、何ごとにても登営ありて言上あるべきよしの仰ごとありとなん

史料二に挙げた通り、在府幕閣から譜代連合が求められるという形で紀州藩・依田等の周旋は実を結ぶこととなった。こうした依田の動向から、「身分や藩を超えた縦横の「議論[29]」」が垣間見られる。諸藩有志による議論参加は、幕末期におこる「公議」思想の高揚と

も密接にかかわるものと考えられる。

第二章　上京命令拒否運動と大名殿席

（一）上京命令拒否運動の展開

慶応三年十月十四日の大政奉還上表以降、朝廷は今後大名への命令はすべて議奏・武家伝奏が執り行うこととした。さらに、朝廷は十万石以上、次いで一万石以上の諸侯を「衆議」のため京都に召集した。藩主への上京命令である。この命令は親藩・譜代に大きな混乱をもたらした。この上京命令に如何に対応すべきか、各藩が選択を迫られていくのである。

諸侯が対応を決めかねる中、上京は十一月中と期限が設けられたが、実際に藩主が上京した藩はわずか十四藩であった。西南諸藩と京都に領地の近い藩がその多数を占めている。では、譜代藩、特に関東の諸藩はどういった反応を示したのであろうか。江戸藩邸間の動向として存在が指摘されているのが、紀州藩を中心とした「大集会」である。紀州藩は十一月三日から五日にかけて、紀州藩邸に各藩の在府重臣を集め、上京命令に如何に対応すべきかを議論した[30]。この時、所謂「紀州檄文」が回覧されている。この檄文に「忘恩の王臣タランヨリ、全義之陪臣トナリ[31]」との文言が記されており、ここからも井上のいう「王臣化拒否」の姿勢が看取されるのである。

三日から五日にかけて行われた議論では、具体的な方針の決定までは行われなかった。これ以降、殿席ごとに対応が議論され、上書が作成されていく過程が『学海日録』から確認できる。帝鑑間の動向をみると、基本的に十万石以上の留守居組合に属する藩の重臣を中心として議論が展開する。十一月八日、佐倉藩家老平野知秋の上書案が紀州藩邸に示され、これをもとに上書が作成されていく。清書も佐倉藩内で行われており、同藩が帝鑑間の中で積極的、主導的立場にいたことが看取される。十一日には、佐倉藩より十万石以下への周旋活動が行われている[32]。上書作成に際して紀州藩と十万石以上留守居組合を中心に方針が決定され、決定後に十万石以下の諸藩へ周旋が行われたということであろうか。少なくとも殿席内で議論が行われたことは確かであり、この議論に際して留守居組合（同席組合）が機能していたと言えよう。

藩主連名による上京命令拒否の上書は、帝鑑間のみならず雁間・菊間からも提出されている。内容を確認しておくと、以下の通りである。

〈史料三[33]〉

此度、従　朝廷被為　召候旨、伝奏ヨリ御直達御座候得共、私共儀ハ、　朝廷へ奉対候而者陪臣之身分ニ而、公儀ヲ被差置、御直ニ御用可有之筋者有之間敷処、此度の御大改革ニ付、定而意外之御用向モ可有之哉、万一御沙汰之品ニ寄、御当家へ奉対、臣節ヲ失ヒ候場合ニ立至リ候而者、上者神君様以来御歴代様御神霊へ奉対、下者私共祖宗先霊へ対シ申訳無之、且被　召寄候上者、朝廷ヨリ御政務向御下問被為在候様承知仕候間、右一々御答申上候様成行候而者、陪臣之身分相立不申、何分ニモ御請之儀当惑仕候、右次第柄ニ付、応　召上京仕候モ其詮無之、依而、乍恐家老一人ヲ以、此段、哀訴仕候、幾重ニモ伝奏マテ被　仰達可被下候、伏而奉懇願候、以上（後略）

史料三は帝鑑間より提出された上書である。「朝廷に対しては陪臣の身分であり、朝廷から直接沙汰を受けることはできない」として、藩主ではなく家老の上京を許可してほしいと願っている。さらに、これが聞き入れられなかった場合は、武家伝奏に直接訴えるという方針を示していた。武家伝奏へ奏上するという強硬な態度を示したのは帝鑑間のみで、これは格式ある譜代の集まる帝鑑間の特徴ともいえよう。

〈史料四[34]〉

今般、以御英断御復政被仰立候段、定シ深キ思召モ被為在候御儀ト奉存候得共、実ニ感慨之至奉存候、折柄従伝奏衆上京可仕旨、同席共へ御直達有之、不肖ノ微臣共、蒙　朝微御用之筋難計御座候得共、元来当席之儀者、格別之以御寵遇、数百年来奉蒙御恩沢候段、骨髄ニ通徹罷在、進退存亡随君命之外、更ニ他念無御座候、就而者、今日ニ相及候君命、直ニ奉　朝諚候儀者過等之至、誠ニ以

奉恐入候、只々君臣之大義ヲ不失、報恩尽忠之旨趣相立候様仕度、一同奮発罷在候間、何卒徴衷之赤心幾重ニモ御洞察、宜被仰立被下候様仕度、此段奉懇願候、以上（後略）

史料四は雁間の上書である。ここには掲げないが、菊間の上書も雁間と同様の文言が並んでいる。徳川家と君臣の大義を失わず、報恩尽忠の旨趣が成り立つよう願うものであった。また、溜間も個別あるいは数名の藩主連名で上京拒否の上書を提出している[35]。以上で掲げた上書は、おそらく紀州藩にて十一月三日～五日に回覧された「紀州檄文」の趣旨を受けて作成されたものであろう。殿席ごとの差異はあるものの、江戸藩邸において藩を超えた一定の意思統一がなされていたことは注目に値する。

以上、上京拒否の上書作成過程とその内容について分析してきた。帝鑑間では、佐倉藩家老の手による上書提出が決定され、十一月十八日に家老平野知秋が江戸を出立している。これ以降、上京命令拒否の上書は平野と各藩在京重臣等の手に委ねられることとなり、江戸藩邸間では紀州を中心とした兵制一致の議論が主題となっていくのである[36]。

（二）運動の構成藩と京都における上書提出

上京命令拒否の上書は京都にてどのように提出されたのであろうか。これを論じる前に、上書に参加した藩の構成を確認しておきたい。【表1】は帝鑑間、【表2】は雁間の上書参加状況をまとめたものである。帝鑑間総数は五十八家、十一月中に上京したのはこのうちわずか四家であった。上京命令拒否の上書に署名したのが三十八家、帝鑑間総数の六十五パーセントを占める。署名しなかった藩は上京済みのものも含めて二十家であった。この二十家の中には、藩主の病気などを理由として個別に上京延期の願書を提出したものもあった。雁間は、総数が四十家、上京済みの家は帝鑑間より少ない一家のみである。不参加は十六家、署名したのは二十四家であった。雁間も署名に参加した家は全体の六十パーセントを占めている。帝鑑間・雁間ともに署名に参加したのは全体の約六割であり、菊間も同様の傾向を示すものと推察される。

では、不参加であった藩にはどのような傾向がみられるのか。各藩の領地を見ると、帝鑑間では近畿・西南の藩は二十五家でうち

【表1 】 慶応期帝鑑間情報一覧

	藩主	藩	石高	領地	11月中藩主上京の有無	上京命令拒否参加の有無	慶喜助命嘆願参加の有無	備考
1	柳澤保申	郡山	15万1千	大和国　河内国 近江国	○※			※11月4日入京。
2	小笠原忠忱	小倉	15万	豊前国		※		※11月３日、病のため上京延期を請う。
3	大久保忠礼	小田原	11万3千	相模国　伊豆国 駿河国　河内国 摂津国		○	○	
4	阿部正桓	福山	11万	備後国　備中国				
5	堀田正倫	佐倉	11万	下総国　上総国 相模国　常陸国 武蔵国　下野国 出羽国		○	○	
6	酒井忠氏	小浜	10万3千	若狭国　近江国 越前国		○※		※10月30日、病のため上京遅延を謝す。
7	奥平昌服	中津	10万	豊前国　筑前国 備後国				
8	戸田氏共	大垣	10万	美濃国		※		※10月26日、病のため上京を辞し重臣を上京させる。
9	真田幸民	松代	10万	信濃国		○		
10	牧野忠訓	長岡	7万4千	越後国		※		※後に辞退したため除名。
11	内藤正擧	延岡	7万	日向国　豊後国				
12	戸澤正実	新庄	6万8千	出羽国		○		
13	松平忠和	島原	6万6千	肥前国　豊後国 豊前国		※		※病のため上京延期を請う。
14	相馬誠胤	中村	6万	陸奥国		○		
15	松平乗秩	西尾	6万	三河国　越前国		○		
16	石川成之	亀山	6万	伊勢国　備中国		○		
17	本多康穣	膳所	6万	近江国　河内国				
18	小笠原長国	唐津	6万	肥前国				
19	松平（戸田）光則	松本	6万	信濃国				
20	岡部長寛	岸和田	5万3千	和泉国		○		
21	松平忠礼	上田	5万3千	信濃国		○	○	
22	脇坂安斐	龍野	5万1千	播磨国　美作国	○※			※11月10日上京。
23	内藤信民	村上	5万	越後国		○※	○	※前藩主信親名で署名
24	有馬道純	丸岡	5万	越前国		○		
25	水野忠敬	沼津	5万	駿河国　伊豆国 三河国　越後国		○		
26	松平忠興	尼崎	4万	摂津国　播磨国				
27	松平定法	今治	3万5千	伊予国				
28	西尾忠篤	横須賀	3万5千	遠江国　近江国 下野国　武蔵国		○		
29	土岐頼知	沼田	3万5千	上野国　河内国 美作国		○	○	
30	松平親良	杵筑	3万2千	豊後国		○		

31	諏訪忠誠	高島	3万	信濃国		○		
32	鳥居忠宝	壬生	3万	下野国　下総国 大和国　播磨国		○	○	
33	松平直巳	広瀬	3万	出雲国		○		
34	稲垣長行	鳥羽	3万	志摩国　伊勢国		○		
35	松平信庸	上山	3万	出羽国		○		
36	植村家保	高取	2万5千	大和国		○		
37	酒井忠良	松山	2万5千	出羽国　上野国		○	○	
38	松平近説	府内	2万2千	豊後国				
39	井伊直安	与板	2万	越後国				
40	松平忠恕	小幡	2万	上野国		○		
41	保科正益	飯野	2万	上総国　下総国 安房国　近江国 摂津国　丹波国		○	○	
42	内藤文成	挙母	2万	三河国　遠江国 美作		○		
43	本多忠紀	泉	2万	陸奥国　武蔵国 上野		○	○	
44	本多助成	飯山	2万	信濃国		○		
45	小笠原長守	勝山	2万	越前国				
46	水野勝知	結城	1万8千	下総国　常陸国 上総国　下野国		○	○	
47	堀田正頌	佐野	1万6千	下野国　近江国 上野国		○	○	
48	本多忠貫	神戸	1万5千	伊勢国　河内国				
49	内藤正養	湯長谷	1万5千	陸奥国　丹波		○	○	
50	堀田正養	宮川	1万3千	近江国		○		
51	三宅康保	田原	1万2千	三河国		○		
52	小笠原貞孚	安志	1万	播磨国		※		※老臣が名代として上京。
53	本多忠隣	山崎	1万	播磨国		※		※老臣が名代として上京。
54	柳澤光昭	黒川	1万	越後国		○	○	
55	丹羽氏中	三草	1万	播磨国		○		
56	柳澤徳忠	三日市	1万	越後国		○	○	
57	松平直哉	母里	1万	出雲国		○		
58	松平直静	糸魚川	1万	越後国		○		

木村礎・藤野保・村上直編　『藩史大事典』第1巻～第8巻（雄山閣出版、1988）、橋本博編　『大武鑑』中巻（名著刊行会、1965）、『復古記』第1冊・第2冊（内外書籍、1929）をもとに作成。

【表2 】 慶応期雁間情報一覧

	藩主	藩	石高	領地	11月中藩主上京の有無	上京命令拒否参加の有無	慶喜助命嘆願参加の有無	備考
1	土屋寅直	土浦	9万5千	常陸国　下総国 和泉国　陸奥国 出羽国　美作国		○	○	
2	松平（大河内）輝照	高崎	8万2千	上野国　武蔵国 下総国　越後国		※		※署名したが途中で辞退。
3	土井利則	古河	8万	下総国　下野国 武蔵国　摂津国 播磨国　美作国		○	○	
4	戸田忠友	宇都宮	7万7千	下野国　河内国		○		
5	松平（本庄）宗武	宮津	7万	丹後国　近江国		○		
6	阿部正静	棚倉	6万4千	陸奥国　出羽国 播磨国		※	○	※重臣を代わりに上京させたため除名。
7	秋元礼朝	館林	6万	上野国　下野国 河内国		○	○	
8	青山忠敏	篠山	6万	丹波国　摂津国 但馬国		○		
9	水野忠弘	山形	5万	出羽国　近江国		※		※署名したが途中で辞退。
10	板倉勝静	松　山（高梁）	5万	備中国				
11	太田資美	掛川	5万	遠江国　伊豆国 駿河国		○		
12	久世広文	関宿	4万8千	下総国　常陸国 下野国　和泉国 陸奥国		○	○	
13	青山幸宜	郡　上（八幡）	4万8千	美濃国　越前国		※		※署名したが途中で辞退。
14	牧野誠成	田　辺（舞鶴）	4万8千	丹後国				
15	本田正訥	田中	4万	駿河国　下総国				
16	土井利恒	大野	4万	越前国				
17	間部詮道	鯖江	4万	越前国		○		
18	永井直諒	高槻	3万6千	摂津国　丹波国		○		
19	内藤頼直	高遠	3万3千	信濃国		○		
20	永井尚服	加納	3万2千	美濃国　摂津国 河内国				
21	安藤信勇	磐城平	3万2千	陸奥国　美濃国		○	○	
22	朽木為綱	福知山	3万2千	丹波国　近江国	○※			※10月28日上京
23	大久保忠順	烏山	3万	下野国　相模国		※		※署名したが途中で辞退。
24	松平乗命	岩村	3万	美濃国　駿河国		※		※署名したが途中で辞退。
25	黒田直養	久留里	3万	上総国　武蔵国 上野国		○	○	
26	板倉勝殷	安中	3万	上野国　下総国		○		
27	土井利教	刈谷	2万3千	三河国　陸奥国		○		
28	三浦弘次	勝　山（高田）	2万3千	美作国				

29	大岡忠貫	岩槻	2万3千	武蔵国　上総国 安房国　常陸国 山城国		○	○	
30	松平正質	大多喜	2万	上総国　三河国				
31	石川總管	下館	2万	常陸国　河内国				
32	板倉勝尚	福島	2万	陸奥国　上総国 三河国		○	○	
33	増山正修	長島	2万	伊勢国　遠江国		○		
34	阿部正恒	佐貫	1万6千	上総国		○		
35	松平（大給） 乗謨	田野口 （龍岡）	1万6千	信濃国			○	
36	牧野康済	小諸	1万5千	信濃国		○		
37	水野忠順	鶴牧	1万5千	上総国		○	○	
38	内藤正誠	岩村田	1万5千	信濃国		○	○	
39	遠藤胤城	三上	1万2千	近江国　和泉国 安房国		○		
40	酒井忠経	敦賀	1万	越前国　近江国 安房国		○		

木村礎・藤野保・村上直編　『藩史大事典』第1巻～第8巻（雄山閣出版、1988）、橋本博編　『大武鑑』中巻（名著刊行会、1965）、『復古記』第1冊・第2冊（内外書籍、1929）をもとに作成。

十五家は不参加であった。つまり、不参加のうち約七割は西南・近畿に領国を持つ家であることが判明するのである。雁間では近畿・西南諸藩が九家あり、うち五家が不参加、四家が参加であった。以上から、全体の傾向として連署に参加したのは関東・東北の大名家が多数を占めることがわかる。勿論、西南・近畿諸藩の中で上書に署名した家もあり、これについては個別の検討が必要であろう。また、帝鑑間には上書に署名していながら途中で辞退したものもあった。越後国長岡藩である。長岡藩は、十一月十九日に藩主の病気を理由として重臣を上京させ、独自に上書を提出している。この上書提出が連名から除名を願った理由とも考えられよう。また、雁間も同様に途中で辞退したものが五家あるが、残念ながら理由は明らかではない。

ここで、上書提出までの道程を確認しておきたい。慶応三年十一月十八日、佐倉藩家老平野知秋は江戸を出立、京都に到着したのは同月晦日のことであった。この時、江戸からは平野だけでなく小浜藩家老岡見左膳も上京している。岡見は十一月十五日に江戸を出立、平野より先に京都に入っていた。平野が京都に到着すると、当地ではすでに岡見を中心とした帝鑑間在京重臣により藩主上京の方針が決定されており、それは平野が運んできた上書とは全く異なるものであった。先んじて入京した岡見は「江戸ニテノ想像トハ天壌ノ相違」[37]たる現状を目の当たりにしたのである。ここから、京都―江戸の乖離が顕在化していたことが分かる。京都と江戸の幕閣が対立していたように、各藩邸レベルでもそうした状況が見られるようになっていたといえよう。上書を提出すれば、「却テ公辺ノ御不都合ニ相成可申」として、帝鑑間は上京期限の猶予のみを願うことで衆議は決している。ただ、上書を打ち捨てるのは不本意であるとして、写を在京老中板倉勝静に提出した。十二月朔日、提出の上書は板倉勝静より返却され、そこには「上京拒否は将軍の本意ではないため即刻上京するように」との付札が付されていた。先に触れたように、上京拒否の上書は「朝廷の命令を直接聞くことはできない」と王臣化の拒否を表明したものであった。そのため、将軍慶喜から上京を命じられてしまえば、その大義名分は成り立たなくなるのである。こうして上京拒否の上書は受け入れられることなく、藩主上京も遅々として進まないまま、王政復古、鳥羽伏見の戦いを迎えることとなる。

第三章　徳川慶喜助命嘆願運動と各藩の動向

（一）徳川慶喜助命嘆願運動の展開

慶応三年十二月九日、摂政・関白の廃職や幕府制の廃止、総裁・議定・参与からなる三職の設置等が宣言された。王政復古である。そして年をまたいだ慶応四年正月三日、鳥羽伏見の戦いが勃発した。幕府軍はこれに敗戦し、将軍徳川慶喜は朝敵とされ正月七日には徳川慶喜追討令が発布されている。この情報を得た江戸では、慶喜の朝敵の汚名を雪ぐために活発な議論が行われている。正月十四日、今後の対応を議論するため開成所にて会議が開催された。開成所会議は「最も大規模に抗戦論が議論された場」[38]とされている。これには諸藩重臣や江戸留守居役も参加しており、依田や小田原藩、小浜藩江戸留守居役等の出席も確認できる。[39]席上では、抗戦（上京出兵）と江戸防戦の「攻守」が議論の焦点となった。この時は「攻」を唱えるものが多数であり、「攻守」の可否について入札を行った結果、「出戦」と決議されている。紀州藩士武内孫助・同藩士榊原耿之介が依田と活発な議論を行ったことは先に触れたが、開成所会議上でも榊原は依田や小田原藩江戸留守居役日治孝太郎と同様に抗戦論を主張していた。[40]武内はこの時、具体策を記した意見書を提出している。武内の意見書は、慶喜の朝敵の汚名を晴らすことを第一の目的としており、武内が単純に抗戦論を主張していたとは言い難い。[41]しかし、『学海日録』正月十五日条には「紀藩公論に従ひ、出戦の議決して之を朝に乞うべし」[42]とあり、紀州藩江戸藩邸も出戦に同意していたと考えられる。また、慶応三年十一月から同四年正月にかけて、江戸では紀州藩を中心とした諸藩兵制一致の議論が行われていた。江戸において紀州藩の存在は諸藩をまとめるうえでも重要であったといえよう。しかし、正月十九日に慶喜が恭順を決め上野寛永寺に移ると、紀州藩江戸藩邸はその方針を大きく転換する。正月廿五日、依田は小田原藩の日治孝太郎より、紀州藩が方針を変え、小田原藩江戸藩邸も紀州藩と同論であるとの情報を得た。[43]紀州藩は既に正月十日頃から官軍に従っており、その情報が江戸藩邸に伝わったがゆえの方針転換とも考えられる。

こうした状況下で作成・提出されたのが、徳川慶喜助命嘆願を目的とした上書である。慶喜の恭順謹慎の表明により江戸の議論も転換したが、具体的な方針の決定までは至らなかった。議論が停滞する中で、二月十日に館林藩より慶喜助命嘆願哀訴状の提出が提案さ

れている。[44] さらに二月十五日には幕府監察加藤弘蔵よりも依頼があり、譜代藩による上書作成が決定されるのである。

〈史料五[45]〉

十五日、召によりて稲閣老に至る、雉橋門の警固免じ給ふの命あり、兼て三千両を給ふといふ、○監察加藤弘蔵より、被参べしとの書来れり、則ゆきて拝謁す、外国同盟して天朝に哀訴の書を上るよしきこゑたり、譜代の藩にもその挙無る可らずと申さる、余答ていふ、その義もとより望む処なり、速に力尽すべしと答へぬ、○此日、例に留守局の集会あり、このむら氏にゆく、

二月十七日、諸侯重臣を佐倉藩江戸藩邸に集め、慶喜助命嘆願についても議論を行っている。同日中に佐倉藩の手により書案が作成され、翌日には清書された。あわせて佐倉・小田原・佐野・上田の四藩の家老による上書提出も決定されている。依田は上京する佐倉藩家老倉次甚太夫に同道して上京することとなる。実際に上書の提出を果たしたのは、三月二日のことであった。上書の内容は徳川慶喜の助命を主眼とするものであるが、書面上には「私共徳川氏ニ付属仕候身分ニテ」[46]との文言がみえる。この文面からは、譜代藩が「徳川氏と付属する身分である」との主張・意識を読み取ることができる。つまり、当該期譜代藩は慶喜の助命を願うことが自家の存続につながるという認識を有していたといえよう。

（二）運動の構成藩と各藩の動向

徳川慶喜助命嘆願の上書に署名したのは、【表3】にあるように四十三家であった。【表1】、【表2】もあわせて参照すると、帝鑑間では十四家、雁間では十二家が参加していることが確認できる。上京命令拒否と比較すると、帝鑑間は三十八家から十四家へ、二十四家が減少したことになる。雁間は二十四家から十二家へ、十二家の減少であった。署名した藩の領地を確認すると、関東・東北の諸藩が多数を占め、そのうち奥羽越列藩同盟に参加した藩もあった。帝鑑間・雁間ともに全体として京都から遠い関東・東北に集中しており、また代々譜代として続く由緒ある藩が大半を占めている。これは、上書の文面にも表れる譜代意識が影響したものと考えられる。

【表3】 徳川慶喜助命嘆願　構成藩

	藩主	藩	石高	領地	殿席	備考
1	大久保忠礼	小田原	11万3千	相模国　伊豆国　駿河国　河内国　摂津国	帝鑑	
2	堀田正倫	佐倉	11万	下総国　上総国　相模国　常陸国　武蔵国　下野国　出羽国	帝鑑	
3	松平忠固	上田	5万3千	信濃国	帝鑑	
4	内藤信民	村上	5万	越後国	帝鑑	
5	土岐頼知	沼田	3万5千	上野国　河内国　美作国	帝鑑	
6	鳥居忠宝	壬生	3万	下野国　下総国　大和国　播磨国	帝鑑	
7	酒井忠良	松山	2万5千	出羽国　上野国	帝鑑	
9	本多忠紀	泉	2万	陸奥国　武蔵国　上野	帝鑑	
11	保科正益	飯野	2万	上総国　下総国　安房国　近江国　摂津国　丹波国	帝鑑	再提出の際は除名を願う。
8	水野勝任	結城	1万8千	下総国　常陸国　上総国　下野国	帝鑑	
10	堀田正頌	佐野	1万6千	下野国　近江国　上野国	帝鑑	佐倉藩支藩。
12	内藤政養	湯長屋	1万5千	陸奥国　丹波国	帝鑑	
13	柳澤光昭	黒川	1万	越後国	帝鑑	
14	柳澤徳忠	三日市	1万	越後国	帝鑑	
16	阿部正静	棚倉	10万	陸奥国　出羽　播磨	雁	
15	土屋寅直	土浦	9万5千	常陸国　下総国　和泉国　陸奥国	雁	
17	土井利与	古河	8万	下総国　下野国	雁	
18	秋元礼朝	館林	6万	上野国	雁	
19	水野忠弘	山形	5万	出羽国　近江国	雁	
20	久世広文	関宿	4万8千	下総国　陸奥国　常陸国　下野国	雁	
21	安藤信勇	磐城平	3万2千	陸奥国　美濃国	雁	再提出の際は除名を願う。
22	板倉勝巳	福島	2万8千	陸奥国　上総国	雁	
23	黒田直養	久留里	3万	上総国　武蔵国	雁	
24	大岡忠貫	岩槻	2万3千	武蔵国　安房国	雁	
25	水野忠順	鶴牧	1万5千	上総国	雁	
26	内藤正誠	岩村田	1万5千	信濃国	雁	
27	松平（大給）乗謨	田野口	1万6千	信濃国	雁	
28	酒井忠強	伊勢崎	2万	上野国	菊	
29	大久保教義	荻野山中	1万3千	相模国	菊	
30	加納久宜	一宮	1万3千	上総国	菊	
31	久松勝行	多胡	1万2千	下総国　下野国	菊	
32	米倉昌言	金沢（六浦）	1万2千	武蔵国　相模国	菊	
33	酒井忠美	安房勝山	1万2千	安房国　越前国	菊	再提出の際は除名を願う。
34	米津政敏	長瀞	1万1千	出羽国　下総国　上総	菊	
35	山口弘達	牛久	1万	常陸国　下総国	菊	
36	田沼意尊	相良	1万	遠江国	菊	
37	瀧脇信敏	小島	1万	駿河国	菊	
38	内田正学	小見川	1万	下総国　陸奥国	菊	
39	稲葉正善	館山	1万	安房国　上総国　下総国	菊	
40	井上正巳	下妻	1万	常陸国　下野国　武蔵国	菊	
41	井上正順	高岡	1万	下総国　上総国	菊	
42	有馬氏広	吹上	1万	下野国	菊	
43	堀親広	飯田	1万5千	信濃国	柳	

『復古記』第2冊（内外書籍、1929）、木村礎・藤野保・村上直編　『藩史大事典』第1巻～第8巻（雄山閣出版、1998）、橋本博編　『大武鑑』　中巻　（名著刊行会、1965）をもとに作成。

上京命令拒否が大名殿席ごとに作成・提出されたことは先に述べたが、助命嘆願では全体の総数が減少していることに加え、殿席ごとのまとまりが消失していることが分かる。つまり、上京命令拒否の上書が大名殿席―留守居組合のつながりの中で作成されたのに対し、助命嘆願の上書作成時点では留守居組合（同席組合）が機能しなくなっていたことを示している。ここから、維新期の大名殿席解体に伴い、それに立脚した留守居組合の解体が起こっていたことが確認できる。

ここで、署名した各藩の動向について確認しておきたい。上書に署名した藩は【表3】の通りだが、太政官への提出前後に上書からの除名を願う藩が出ている。この存在については白石・鈴木が言及している通りだが、ではなぜそういった事態が起こるに至ったのかについて検討しておきたい。依田と倉次は上京の途中で掛川藩士と出会い、そこで上書から藩主の名前を除くよう依頼を受けている。

〈史料六[47]〉

廿六日、早く今切の渡を過ぎ新居に至りしに、掛川の藩士秋山七兵衛といふもの余に面し度よしにて、余出て之に接せしに、歎訴状連署を願たりしかど、弊藩既に尾藩に隨属してその指揮を受る上は除名の義を願奉るといふ、余乃チ倉大夫申てその乞に従ふ、吉田駅に至る、こゝにはこ度東征の大総督有栖川帥宮宿陣せらる、築前の兵、之に随ふ、諸藩士多く従奉りて、上京の士人を検査すること甚きびし、余等やうやく一通の書奉りて通行を免されたり、本陣に紫に菊紋付たる幕を引き、錦旗四旗流を立てられたり、夜、御油に宿す、

掛川藩士秋山七兵衛は、掛川藩がすでに尾張藩に追従してその指揮を受けているということを理由に書面からの助命を願ってきている。これは、江戸藩邸と国元との間に乖離が生じたことが要因であり、それによって一度は署名したものを撤回するといった事態を招いたと考えられる。助命を願ったのは掛川藩だけではなく、高島藩・新庄藩も同様であった。また、助命嘆願に署名しながら同時期に勤王請書を提出した藩もあった。小田原藩である。小田原藩の場合、慶応四年二月二十七日、東征軍に先んじて進軍していた東海道先鋒軍に対して勤王請書を提出している[48]。請書は小田原の国家老の指示によって提出されており、江戸藩邸との間で明確な乖離がみられ

るのである。

書面からの除名を願う藩が出る中で、上書は如何にして提出されたのであろうか。東征軍に逆行するかたちで上京した小田原・佐倉等四藩の家老たちは、三月二日に太政官への上書提出を果たす。提出された上書は三月十一日に返却されたが、これには付札があり、東征軍が進軍している最中であるので主張があれば東征軍総督府へ申し出るようにと命じられた。この返答をうけ、京都では小田原藩・佐倉藩以下署名した藩の在京重臣を中心に再提出の是非について議論されている。しかし、佐倉藩・小田原藩・上田藩以外は再提出に同意しなかったという[49]。また、倉次・依田を追う形で上京していた佐倉藩主堀田正倫が東征軍に引き止められ、態度不明瞭を理由に上京のうえ謹慎を命じられる。上書提出を主導していた佐倉藩在京藩士たちは、藩主宥免のための周旋活動に追われることとなった。そのため、これ以降慶喜助命嘆願の上書が提出されることはなく、各藩が東征軍との関係の中で、自家の存続を主目的として行動選択を迫られていくのである。

以上、徳川慶喜助命嘆願について検討してきた。上京命令拒否の上書と比較すると藩の構成や総数に変化がみられる。上京命令拒否との圧倒的な違いは、その主導的地位にいた紀州藩が離脱したこと、大名殿席の解体にともない留守居組合も同様に解体されたことであろう。勿論留守居役達は以前から構築していた自身の持つネットワークの中で周旋活動を行ったため、同席組合との共通性が全く見られないとは言えない。しかし、上京命令拒否で見られた殿席ごとの議論が消失したのは、大名殿席の解体とそれに伴う留守居組合の解体が影響しているとみて良いであろう。また、帝鑑間では一貫して佐倉藩が主導的立場であったが、運動全体を見ると上京命令拒否の段階では紀州藩が主導的地位におり、紀州藩が国元・京都の情勢を受け助命嘆願運動の段階で離脱していく過程が確認できるのである。

おわりに

本稿では、慶応三年から四年にかけて行われた上書提出とそれに関わる一連の動向を、江戸と京都の乖離という視点から分析した。

慶応三年十月の大政奉還以降、譜代藩による「大勢挽回」を企図した運動が展開する。これは、譜代藩が「連合」して幕府存続危機の挽回を企図したものであった。しかし、具体的に譜代藩の間で議論が行われるのは、朝廷よりの藩主上京命令に如何に対応するかという政治課題に直面してからのことである。上京命令拒否を主眼とした上書提出では、その作成にあたって江戸留守居役により構成された留守居組合（同席組合）が機能していたことを指摘した。この同期組合は大名殿席に立脚するものであり、江戸城における殿席が意味をなさなくなると、同席組合も同様に機能を失ったと考えられる。こうした状況は徳川慶喜助命嘆願に参加した藩の構成を見ても明らかであろう。

また、二度にわたる上書提出過程と運動を構成した藩の数量的検討から、江戸と京都の間で方針の乖離があったことを指摘した。江戸と京都では地理的に距離があり、情報の入手に時間を要したという点も要因のひとつと考えられる。こうした地理的・政治的乖離があったという事実を考慮したうえで、「大勢挽回」運動の意義を考えるべきではないだろうか。つまり、研究史で述べたように、鈴木壽子が指摘した譜代藩による政治的「連帯」は、あくまで江戸藩邸間で展開されたものであり、各藩（江戸―国元―京都）の総意として展開されたものではなかったのである。しかし、江戸藩邸間で統一した意思決定が行われ、上書という形でその運動が実現したことは注目に値する。江戸藩邸がある種独立性を有した行動をとったということは、政治の中心が京都に移行した後も江戸という政治空間が維持されていたことを示している。当該期の江戸を検討することは、徳川幕府による政治体制の解体過程を明らかにするうえでも重要ではないだろうか。

本稿で分析した江戸―京都―国元間の地理的・政治的乖離は、戊辰戦争の際により顕在化していくこととなる。小田原藩が上京命令拒否・徳川慶喜助命嘆願の上書に参加したことは本論で述べた通りだが、小田原藩は慶応四年二月に勤王請書を差し出して以降、東征軍の指示を受けていた。四月十一日には東征軍が小田原宿を通過しており、この時点では江戸・小田原ともに新政府にしたがう姿勢を示している。しかし、翌月に入ると脱走していた旧幕府軍の遊撃隊士等が小田原藩に挙兵を求めてきた。この時、遊撃隊士等は譜代諸藩に徳川家回復のための挙兵を求めて各地を転戦しており、小田原への挙兵要求もその一環であろう。当初小田原藩国元はこれを拒否していたが、「徳川慶喜が軍勢を率いて伊豆下田へ上陸する」という誤報を聞くと藩論を一転させ遊撃隊への協力を決定する。これは

国元の独断であり、この情報を得た江戸藩邸は大至急使者を派遣して国元にいた藩主の説得、藩論の再転換のために奔走することとなった。[50] 以上のように、上書作成過程から表出していた国元―江戸間の乖離は、戊辰戦争期により顕在化していくのである。こうした藩内における乖離は、各藩邸が独自性を有し、個別の行動をとっていたことの証左でもある。各藩邸の独立した行動が、藩全体の政治選択やその後の処遇に影響を与えたことは、小田原藩の事例からも明らかであろう。こうした各藩の動向を明らかにすることは、江戸という政治空間の解体過程を考察するだけでなく、幕末維新期の政治動向を明らかにするためにも重要であると考えられる。各藩の個別事情や意思決定過程の検討については今後の課題としたい。また、当該期における各藩邸の動向、特に従来幕府と密接な関係を持った江戸藩邸という機構が幕末維新期にどのように変化したのかという点も、幕藩関係を考えるうえで検討すべき課題である。

註

1 『岩波講座日本歴史』第十四（岩波書店、一九六二）、田中彰が態度不明瞭とされる藩を「日和見藩」と呼称した。

2 杉本敏夫「藩制の解体」木村礎・杉本敏夫編『譜代藩制の展開と明治維新―下総佐倉藩―』（文雅堂銀行研究社、一九六三）、「譜代佐倉藩の解体過程―その廃藩置県への道程―」『駿台史学』第十一号（駿台史学会、一九六一）

3 小島茂男『幕末維新期における関東譜代藩の研究』（明徳出版社、一九七五）

4 藤野保『江戸幕府崩壊論』（塙書房、二〇〇八）

5 杉本敏夫「藩制の解体」木村礎・杉本敏夫編『譜代藩制の展開と明治維新―下総佐倉藩―』（文雅堂銀行研究社、一九六三）三〇五頁

6 井上勲『王政復古』（中公新書、一九九一）二八九頁

7 辻野恵美「幕末維新期における畿内・近国譜代藩の動向―慶応期の尼崎藩を中心に―」『地域史研究』第三十二巻二号（尼崎市立地域研究史料館、二〇〇三）

8 『学海日録』 依田学海（岩波書店、一九九一）原典は無窮会図書館蔵。佐倉藩江戸留守居役依田七郎の日記。本稿では第二巻（安政六年～明治二年）を

使用した。

9 鈴木壽子『幕末譜代藩の政治動向』（同成社、二〇一〇）、前掲註4参照。

10 佐倉藩は京都藩邸を持たないため、佐倉藩を中心に検討した鈴木は小浜藩の事例を挙げるにとどまる。しかし、京都藩邸を持たないがゆえに京都の政治情報入手が困難となり、政治的乖離をより広げた可能性もある。

11 家近良樹『江戸幕府崩壊―孝明天皇と一会桑―』（講談社学術文庫、二〇一四）

12 「運動」を「ある目的を達成するために活動したり、各方面に働きかける」という意味で使用する。「大勢挽回」は史料上（『学海日録』）に登場する用語である。学海日録では、大政奉還以前は「国勢挽回」の語が使用され、大政奉還以後に「大勢挽回」という語が登場する。これは大政奉還という重大な事件に直面するにあたり、幕府存続の危機を挽回しようとする意図が現れたものと考えられる。こうした意識は依田個人のみの問題ではなく、当該期の親藩・譜代藩の中で共通の意識が醸成されていたと推察される。よって、大政奉還以後に展開された上書運動を幕府（徳川家）の存続危機の挽回を企図した運動と捉え、「大勢挽回」運動と呼称する。

13 毛利敏彦『明治維新政治史序説』二〇〇～二一七頁

14 前掲註4

15 右同

16 白石良夫『最後の江戸留守居役』（ちくま新書、一九九六）、千葉史学会編『房総に生きたひとびとと歴史　千葉史学第五十四号』（千葉史学会、二〇〇九）

17 服藤弘司『大名留守居の研究』（創文社、一九八四）、服藤弘司「幕藩体制国家の権力関係　―大名留守居を通じてみたる―」『法制史研究』三四　（創文社、一九八五）

18 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』（吉川弘文館、一九九五）、『近世武家文書の研究』（法政大学出版局、一九九八）

19 留守居組合とは、江戸留守居役が他家同役衆と協同して組合を形成するもので、その中で情報交換や各種申し合わせなどを行っていた。大名家の殿席ごとに形成される「同席組合」、親戚同士の大名家留守居による「近親組合」、江戸藩邸が近い大名家で形成される「近所組合」、国持大名一家と中小大名

家で構成される「小組」が主な留守居組合である。

20 大名殿席については、松尾美恵子「大名の殿席と家格」『徳川林政史研究所研究紀要』（徳川黎明会、一九八一）参照。

21 弘化年間には、榊原（高田）・酒井（庄内）・小笠原（小倉）・柳沢（郡山）・真田（松代）・戸田（大垣）・大久保（小田原）・奥平（中津）・松平（桑名）・松平（忍）の十家による留守居組合が確認されている。（松代藩真田家文書「留守居方日記」弘化2年（国立公文書館所蔵）による。）慶応期十万石以上の留守居組合は、郡山・小倉・小田原・福山・佐倉・小浜・中津・大垣・松代の九家により編成されていた。（『学海日録』による。）

22 前掲註9、14参照。依田の参加が頻繁にみられるのが新聞会、赤坂周旋社の会である。新聞会は慶応二年末に発足、様々な情報誌を回覧し写し合うことが主な活動であり情報収集と情報共有を目的とした。会は毎月一の日に紀州藩士武内孫助の邸宅で行われた。赤坂周旋社の会は、慶応三年八月十三日久留米藩留守居役武藤里次郎から依田に会への参加の誘いがあり参加。赤坂門外吉田屋にて毎月一三日の定例会が開催。親藩及び溜間詰を中心とした諸藩周旋方により構成され、一時的に政治的な目的をもって作られたと思われるが、その集会での議論の内容は記されていない。確認できる会合回数は計五回のみである。

23 前掲註20参照

24 『学海日録』慶応三年二月十一日条

25 右同、慶応三年十月廿三日条

26 右同、慶応三年十月廿二日条

27 前掲註9参照。

28 『学海日録』慶応三年十一月廿三日条

29 三谷博『明治維新とナショナリズム』（山川出版社、一九九七）、「公論空間の創発」（鳥海靖編『日本立憲政治の形成と変質』吉川弘文館、二〇〇五）。各藩の「会議」・「議論政治」については上田純子「安政五年萩藩における「会議」と政治機構―幕末維新期政治史再考のための一試論―」（『史学雑誌』一〇七-六、一九九八）朴薫「十九世紀前半日本における「議論政治」の展開とその意味」（明治維新史学会編『世界史のなかの明治維新』有志舎、二〇一〇）などを参照。

30 『学海日録』慶応三年十一月三日条～五日条

31 『復古記』第一冊（内外書籍、一九二九）一〇一～一〇五頁

32 『学海日録』慶応三年十一月十一日条

33 『復古記』第一冊　一二七頁

34 右同、一三五～一三六頁

35 右同、一二六～一二九頁

36 『学海日録』から、十一月十八日以降兵制一致の議論が複数回行われていることが確認できる。紀州藩邸にて調練を行う計画も出ており、具体的な議論が行われていた。また、諸藩に対して藩兵をどの程度差し出せるかの問い合わせも行われている。

37 右同、一三〇頁

38 宮間純一『戊辰内乱期の社会』（思文閣出版、二〇一六）九九頁

39 「会議之記」（『幕末秘史　新聞会叢』、名著刊行会、一九六八）四三二頁～四四九頁

40 杉本文子『近世政治空間論　裁き・公・「日本」』（東京大学出版会、二〇一八）三〇二頁、前掲註39参照。

41 原口清「江戸城明渡しの一考察」一（『名城商学』二十一―二、名城大学商学会、一九七一）、前掲註38参照九九～一〇二頁参照。原口は、武内の意見書を軍事的戦略よりも旧幕府の正当性を主張することを第一とした「政治を軍事に優先させる」意見だと指摘した。宮間は、武内が「慶喜の朝敵の汚名をそそぐことが肝要であるとして具体策を論じ、汚名を返上してから攻撃に移るべきであると説いた」と分析している。さらに『武内孫助筆記』（国立公文書館蔵）には、全国の大藩の助力があれば戦うことも可能であるが、助力がないならば日本中を敵に回すことになるという旨の記述がある。武内の意見では、抗戦か防戦かではなく慶喜が朝敵とされた現状を如何に打破するかに焦点が置かれていたと考えられる。

42 『学海日録』慶応四年正月十五日条、前掲註40　三〇五～三〇六頁参照。

43 右同、正月廿五日条

44 右同、二月十日条

45 右同、慶応四年二月二日条

46 『復古記』第二冊（内外書籍、一九二九）六四八頁

47 『学海日録』慶応四年二月廿六日条

48 小田原市編『小田原市史』通史編　近世（小田原市、一九八九）九六八頁

49 『学海日録』慶応四年三月十一日条

50 前掲註48、九七四～九七八頁